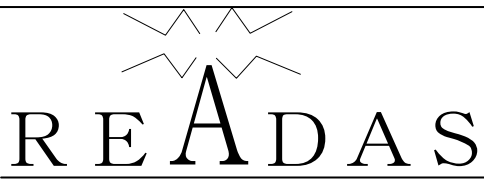


第 3924 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 1月26日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 利益準備金を資本組入れした場合

**Q**：当社が保有している株式を発行する会社が、利益準備金を資本に組み入れました。どのように取り扱ったらいいのですか？

**A**：特に処理する必要はありません。

### 【解説】

旧商法では、利益及び利益準備金を資本に組入れることが認められていましたが、会社法になって資本と利益は区分しなければならないとする企業会計との整合性を図るため、利益及び利益準備金の資本組入れが禁止されていました（資本準備金及びその他資本剰余金の資本組入れは認められていました）。

しかし、平成21年の3月に会社計算規則が改正されたことや産業界からの要望もあって、再び、利益及び利益準備金を資本に組入れることが認められるようになりました。

ところで、会社が利益及び利益準備金を資本金に組み入れた場合の税務上の取扱いですが、以前はみなし配当が生じることとなっていたが、金銭等が交付されるわけでもないのに配当があったとみなされるのはおかしいという批判があり、平成13年度改正で、金銭の交付のない利益及び利益準備金の資本組入れにはみなし配当課税をしないこととされました。

したがって、株を保有している会社が利益準備金を資本に組み入れたとしてもみなし配当は生じないこととなります。また、この場合には帳簿価額を増加させる必要もありません。

